

事 務 連 絡
平成19年2月22日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

「地域包括支援センターの手引き」に係る正誤について

日頃から地域包括支援センターの円滑な運営に関してご尽力賜り、心から御礼申し上げます。

先般、地域包括支援センターの運営支援策の一環として、各自治体担当者や地域包括支援センターに勤務する職員の業務遂行の参考に資するよう、平成19年1月22日時点までに発出されている地域包括支援センター運営に関する法令、通知、Q&A等を取りまとめた「地域包括支援センターの手引き」を配布したところですが、一部に誤りがありましたので、別添のとおり修正をお願いします。

担 当 者

厚生労働省 老健局 振興課 人材研修係

高橋 孝一、櫻井 琢磨

TEL 03-5253-1111(内3987)

03-3595-2889

FAX 03-3503-7894

(別添)

「地域包括支援センターの手引き」に係る文言の正誤について

ページ	行	誤	正
348	下から1	市町村と委託先の契約により、利用料を控除した額を委託費とすることも可能である。	市町村と委託先の契約により、利用料の徴収を委託することは可能であるが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則等から、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に、利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当である。

【参考】

地域包括支援センターの手引きP348問5（修正後）

（問5）介護予防事業の実施を委託する場合、委託先が利用料を徴収することを前提として、事業に要する費用のうち、利用料を控除した額を委託費として市町村が委託先に支払うことは可能か。

（答）

市町村と委託先の契約により、利用料の徴収を委託することは可能であるが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則等から、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に、利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当である。